

# 持込端末保証規約

## 第 1 条 (規約の適用)

LINE モバイル株式会社（以下「当社」という）は、持込端末保証規約（以下「本規約」という）を定め、これにより持込端末保証（以下「本サービス」という）を提供します。

## 第 2 条 (規約の変更)

1. 当社は、持込端末保証契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合、変更後の本規約を [LINE モバイル ウェブサイト](#) 上に掲載します。変更後の規約は、掲載した時点から効力が生じるものとします。

## 第 3 条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
登録通信端末	当社が提供する MVNO サービスの SIM カードを使用して通信を行った別紙第 3 の条件を充足する通信端末で、別紙第 4 の登録方法に従って当社の顧客管理システムに登録された通信端末をいいます。なお、登録通信端末には、ストラップ、液晶フィルム、装飾品、卓上フォルダ、周辺機器、取扱説明書またはソフトウェア等の端末本体以外の付属品は含まないものとし、OS は Android および iOS に限ります。 ※登録通信端末として登録できる通信端末は 1 契約につき 1 台です。
端末保証対象事故	登録通信端末が正常に利用できない状態となった原因のうち、保証の対象となる種類の事故をいいます。端末保証対象事故の範囲は、第 7 条（端末保証対象事故）のとおりとします。
偶発的破損	落下、水漏れ、その他急激な外因により発生した偶発的な事故による登録通信端末の全損または一部の破損をいいます。
契約成立日	当社が第 5 条（申し込み）第 1 項に基づく本サービスの利用申し込みを承諾した日をいいます。

交換端末	端末保証対象事故が発生し修理不能な場合に、登録通信端末と交換で当社が提供する通信端末をいいます。
交換端末等	交換端末または修理完了端末をいいます。
故障端末	端末保証対象事故が発生した登録通信端末をいいます。
自然故障	登録通信端末の取扱説明書等に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。
主契約	「LINE モバイル サービス利用規約」をいいます。
修理完了端末	端末保証対象事故が発生した登録通信端末について、修理が完了した端末をいいます。
持込端末保証契約者	本規約に同意することにより、当社と本サービスに係る契約を締結している者をいいます。
保証開始日	① 主契約の締結と同時に本契約を締結する場合 主契約利用開始日の属する月の翌月 1 日をいいます。 ② 本契約を締結するより前に主契約を締結している場合 契約成立日の属する月の翌月 1 日をいいます。
主契約利用開始日	主契約において LINE モバイル サービスの利用開始日として定められた日をいいます。
保証対象期間	持込端末保証契約者が本サービスの提供を受けることができる期間をいいます。保証対象期間後は、保証の申し込みはできません。
保証上限額超過金	登録通信端末の修理金額または提供する交換端末の代金が別紙第 2 に定める保証上限額を超過した金額をいいます。
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
リフレッシュ端末	他の利用者が使用していた通信端末を回収し、故障修理または外側カバーの交換および品質の確認を行った上で、新品同様の状態に初期化した通信端末をいいます。
利用料金等	月額利用料金、端末交換・修理代金、保証上限額超過金、キャンセル手数料および違約金をいいます。

#### 第 4 条 (本サービスの概要)

本サービスは、登録通信端末に端末保証対象事故が発生した場合に、登録通信端末を修理または交換端末と交換できるサービスとなります。

## 第5条 (申し込み)

1. 本サービスの利用申し込みは、本規約に同意の上、当社が定める所定の方法により、申し込みを行うものとし、ただし、当該申し込みは、当社が別途定めた場合を除き、主契約の締結と同時の申し込みである場合に限ることができるものとします。
2. 本サービスの申し込みが可能な登録通信端末の台数は、主契約 1 契約あたり 1 台とします。登録通信端末以外は、本サービスの保証を受けることはできません。
3. 本契約解約後の再申し込みはできません。

## 第6条 (申し込みの承諾)

1. 当社は、本サービスの利用申し込みがあったときは、審査の上これを承諾するものとします。本契約は、当社が本サービスの利用申し込みを承諾した時点で成立するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申し込みを承諾しないことがあります。
  - ① 当社が提供するサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
  - ② 申し込みの際に、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
  - ③ 第5条(申し込み)第1項記載の申込条件を満たさないとき
  - ④ その他当社の業務の遂行上支障があるとき
2. 前項の規定により申し込みを拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

## 第7条 (端末保証対象事故)

端末保証対象事故の範囲は、以下のとおりとします。ただし、第11条(保証対象とならない場合)に該当する場合には、本サービスの保証対象外となります。

- ① 自然故障
- ② 偶発的破損

## 第8条 (保証対象期間)

1. 自然故障の場合における保証対象期間は、保証開始日から登録通信端末の各端末メーカーの発売日の属する月の3年後の同月末日までとします。
2. 偶発的破損の場合における保証対象期間は、保証開始日から本契約の終了日までとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、持込端末保証契約者が登録通信端末の変更を行った場合、変更後の登録通信端末は、当該変更を行った日が属する月(以下「変更月」という)は保証対象とならず、変更月の翌月1日からの保証開始とします。変更前の登録通信端末は、変更を行った日以降は保証対象とならないものとします。

## 第9条 (保証利用回数)

本サービスにより修理または端末交換を利用することができるのは、本契約期間中、1年間に2回限りとします。本契約の保証開始日が年間上限回数の起算日となり、1年経過後についても、本契約の保証開始日の翌年同日付を起算日とし、以後同様とします。

## 第10条 (保証上限額)

持込端末保証契約者は、登録通信端末の修理金額または提供する交換端末の代金が別紙第2に規定する保証上限額を超過する場合、保証上限額超過金を自ら負担するものとします。

## 第11条 (保証対象とならない場合)

1. 当社が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの対象外とします。
  - ① 持込端末保証契約者が第12条(保証の申込方法)に定める保証の申し込みを行った日から遡って90日以内に、当社のSIMカードを使用して通信を行ったことを当社が確認することができなかった場合
  - ② 持込端末保証契約者の申告による故障症状が当社により再現確認ができない場合
  - ③ 当社のSIMカードを使用した通信に支障のない破損の場合
  - ④ 本サービス以外の保険または保証を用いて、修理または交換が可能な場合
  - ⑤ 登録通信端末として登録する前に、登録通信端末に画面割れまたはケース割れ等の破損または故障がある場合
  - ⑥ 端末保証対象事故の発生時において、登録通信端末が、主契約の回線種別(主契約において定める意味を有する。以下同じ)が次のa.またはb.である場合に依りて、当該a.またはb.において定める端末ではない場合
    - a. docomo回線(主契約において定める意味を有する。以下同じ)の場合
      - ・SIMフリー端末
      - ・株式会社NTTドコモのキャリア端末
    - b. SoftBank回線(主契約において定める意味を有する。以下同じ)の場合
      - ・SIMフリー端末
      - ・ソフトバンク株式会社が販売したiPhone5S以降のシリーズのiPhone端末
      - ・ソフトバンク株式会社が2017年8月以降に販売を開始したキャリア端末
      - ・HTC U11(601HT)
      - ・DIGNO G(602KC)
2. 端末保証対象事故の発生が、直接または間接であることを問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、当社は本サービスを持込端末保証契約者に提供いたしません。
  - ① 持込端末保証契約者またはその同居人もしくは法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
  - ② 取扱説明書等の記載に従わなかったことにより生じた損害

- ③ 持込端末保証契約者以外の第三者の行為により生じた損害（持込端末保証契約者から正当な権限が与えられ登録通信端末を使用する者の行為を除く）
  - ④ 登録通信端末を日本国内または日本国外で盗難または紛失した場合
  - ⑤ 詐欺・横領等の犯罪行為によって生じた損害
  - ⑥ 登録通信端末の機能に直接関係のない外形上の損傷（かき傷、擦り傷、汚れ、しみ、焦げ等）
  - ⑦ コンピューターウイルスによる障害に起因した損害
  - ⑧ 火災、水害、落雷、噴火、地震、津波等に起因する事故
  - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいう）によって生じた損害
  - ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含む）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射線その他の有害な特性の作用に起因する事故
  - ⑪ 差し押え、没収、収用、破壊等国または公共団体による公権力の行使（消防または避難に必要な処理として行われた場合を除く）
  - ⑫ 登録通信端末の分解、改造または一部部品の交換後に生じた損害（持込端末保証契約者自らが行ったものに限らず、メーカーなどの正規修理店または総務省認定の登録修理業者以外の修理業者が分解、改造または一部部品の交換を行った後に生じた損害を含む）
  - ⑬ 登録通信端末の使用環境による変質等によって生じたサビ、カビ、腐敗、劣化、変質、変色、電池の液漏れ、電池パックの消耗等の損害
  - ⑭ 本契約が終了した後に発生した事故
  - ⑮ 持込端末保証契約者が本規約の定め違反する場合
  - ⑯ 法律により定められた技術基準への適合性を有さない端末に生じた損害
3. 当社は、利用料金等の支払いがない、または遅延している持込端末保証契約者には、支払いの履行があるまで、本サービスの提供を保留することができるものとします。
  4. 当社は、端末保証対象事故であるかどうかを問わず、登録通信端末の故障または破損自体ではなく、当該故障または破損に起因する逸失利益、派生的損害、付随的損害または間接損害等について一切その責任を負いません。

## 第12条 （保証の申込方法）

1. 持込端末保証契約者は、端末保証対象事故が発生し本サービスを利用する場合、当該端末保証対象事故が発生した日から10日以内（以下「本サービス利用申込期間」という）に、当社が指定する電話番号に持込端末保証契約者が電話をする方法により、本サービス利用の申し込みをしなければなりません。本サービス利用申込期間後は、本サービスの対象外となります。
2. 当社は、持込端末保証契約者からの申し込みを受け付けるにあたり、持込端末保証契約者本人からの申し込みであることを、当社が定める方法により確認します。なお、持込端末保証契約者は、当社が必要と判断した場合、当社が指定する書類を提出するものとします。

3. 第 1 項に定める本サービス利用の申し込みをする際、持込端末保証契約者は、事前に登録を行った当該登録通信端末に記載されている「IMEI (International Mobile Equipment Identity) 」と呼ばれる識別番号を、当社に通知するものとします。「IMEI」の確認ができない場合または事前登録の IMEI と相違する端末を申請した場合は、本サービスの保証対象外となります。

### **第 1 3 条 (故障端末等の送付および修理・交換の決定)**

1. 持込端末保証契約者は、当社が故障端末の送付を要請した場合、当社所定の書面および故障端末、その電池パック等当社が指定する物品 (SIM カード、外部メモリ媒体および付属品その他の製品等を除いた状態) を、当社が指定する住所へ送付するものとします。
2. 持込端末保証契約者が当社の指定する物品等以外の物品を送付した場合、当社は、持込端末保証契約者が送付した当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したとみなし、持込端末保証契約者はこれに異議を唱えないものとします。また、当社は、持込端末保証契約者に対し、当該物品および当該物品に含まれる情報等の取り扱いおよび返送について一切の責任を負いません。
3. 当社は、持込端末保証契約者が配送した登録通信端末を検査し、当該端末を修理するかまたは交換端末を提供するかを決定して、持込端末保証契約者に対して電話で通知するものとします。
4. 持込端末保証契約者は、前項に定める当社からの決定通知に同意しない場合、当社にその旨申し出るものとし、この場合、当社は持込端末保証契約者が配送した登録通信端末を返送します。

### **第 1 4 条 (修理・交換端末提供の取り消し)**

当社は、受領した登録通信端末の確認を行った結果、当該端末に生じた故障等が第 11 条 (保証対象とならない場合) に定める本サービスの保証対象とならない場合に該当すると判断した場合は、当該端末の修理または交換端末の提供を取り消すことができます。この場合、当社は、受領した当該端末を持込端末保証契約者に返送します。

### **第 1 5 条 (修理完了端末の送付)**

1. 当社は、登録通信端末の修理を決定した場合、登録通信端末の修理完了後、修理完了端末を、主契約で登録されている住所に当社が定める方法により「転送不可」にて配送します。
2. 持込端末保証契約者の不在または住所の誤り等により、当社が定める期間を経過しても修理完了端末の配送が完了しなかった場合は、保証の申し込みは取り消されたものとみなします。

### **第 1 6 条 (交換端末の送付)**

1. 当社は、前条に基づき持込端末保証契約者から本サービス利用の申し込みを受けた場合、申込内容を精査し、端末交換の対象となると判断したときは、端末交換を申し込まれた登録通信端末 1 台につき、以下に定める商品を、主契約で登録されている住所に当社が定める方法により「転送不可」にて配送します。
  - ① 登録通信端末の交換端末 1 台

- ② 上記交換端末の電池パック 1 個（登録通信端末が内蔵型の機種は登録通信端末に内蔵した状態で送付）
2. 交換端末の所有権は、持込端末保証契約者が端末交換代金および保証上限額超過金（もしあれば）の支払いを完了した時点をもって、持込端末保証契約者に移転します。故障端末の所有権は、持込端末保証契約者が交換代金および保証上限額超過金（もしあれば）の支払いを完了した時点をもって、持込端末保証契約者から当社に移転します。
  3. 当社が持込端末保証契約者に提供する交換端末は、当社が指定する機種またはカラーの通信端末とします（これにより、交換端末で利用できる機能、サービスまたは料金等が変更になる場合がある）。交換端末のSIMカードサイズが登録通信端末から変更となる場合、SIMカードサイズの変更に係る費用は持込端末保証契約者の負担となります。
  4. 当社は、交換端末の提供の際、新品またはリフレッシュ端末のいずれかを提供するかを任意で選択できるものとします。
  5. 交換端末のOSバージョンは、持込端末保証契約者が端末交換を申し込まれた登録通信端末のOSバージョンと異なる場合があります。
  6. 交換端末には、電池パックの他は、原則としてイヤホン、電源ケーブル等の付属品その他の商品は含まれないものとします。ただし、第2項ただし書に基づき、当社が持込端末保証契約者に対し、交換を申し込まれた登録通信端末と異なる機種種の通信端末を交換端末として提供する場合は、当該通信端末の付属品各1個も併せて配送します。
  7. 持込端末保証契約者の不在または住所の誤り等により、当社が定める期間を経過しても交換端末の配送が完了しなかった場合は、本サービス利用の申し込みは取り消されたものとみなします。

## **第17条 （検品および返品）**

1. 持込端末保証契約者は、引き渡しを受けた交換端末等について、当該交換端末等を受領した日から起算して14日以内（以下「検品期間」という）に検品するものとします。当該交換端末等について、配送中の破損等、当社の責に帰すべき事由により瑕疵がある場合、持込端末保証契約者は、検品期間内に当社所定の電話番号に返品する旨連絡することにより、当該交換端末等を当社に返品することができます。
2. 当社は、当該交換端末等の返品を受けた場合、再度修理または交換を実施するものとします。なお、当該修理または交換は、本サービスの利用回数には含まないものとします。

## **第18条 （貸出端末）**

1. 登録通信端末の修理または交換端末との交換の期間中、当社は、希望する持込端末保証契約者に対し、貸出端末を無償で貸し出します。貸出端末の貸し出しを希望する持込端末保証契約者は、第12条（保証の申込方法）第1項に定める当該登録通信端末について故障等が発生した旨の申請と同時に、当社に対してその旨を申し出るものとします。

2. 前項の申し出を受けた場合、当社は、持込端末保証契約者の登録住所宛に、当社所定の配送業者により、貸出端末を配送し、故障等が発生した登録通信端末と引き換えに、貸出端末を持込端末保証契約者に引き渡すものとします。
3. 持込端末保証契約者は、交換端末等の引き渡しと引き換えに、貸出端末を当社に返却するものとします。

## **第 19 条** (故障端末のデータ消去)

持込端末保証契約者は、故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等持込端末保証契約者では消去できないデータは除く）をすべて消去しなければなりません。送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、持込端末保証契約者自身の責任で実施するものとします。

## **第 20 条** (キャンセル手数料および違約金)

1. 持込端末保証契約者は、以下の各号のいずれかに該当した場合、別紙第 2 記載のキャンセル手数料を、当社が指定する支払期日までに所定の支払方法により支払うものとします。
  - ① 第 15 条（修理完了端末の送付）第 2 項または第 16 条（交換端末の送付）第 7 項の規定に基づき本サービス利用の申し込みが取り消された場合
  - ② 当社に故障端末を送付後、持込端末保証契約者の都合により修理または交換端末提供の請求が取り消された場合
  - ③ 当社に故障端末を送付後、持込端末保証契約者の申告による故障症状が当社により再現確認ができない場合
2. 持込端末保証契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、持込端末保証契約者は、別紙第 2 記載の違約金を、当社が指定する支払期日までに所定の支払方法により支払うものとします。
  - ① 第 13 条（故障端末等の送付および修理・交換の決定）の定め違反し、当社所定の書面または故障端末が当社に送付されなかった場合
  - ② 貸出端末が交換端末等と引き換えに当社に返却されなかった場合
  - ③ 本規約の定め違反して修理または端末交換を申し込んだ場合

## **第 21 条** (送料)

1. 本サービスの利用に伴う送料は、原則として当社の負担とします。
2. 前項にかかわらず、持込端末保証契約者が、登録通信端末または当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合にかかる送料は持込端末保証契約者の負担となります。



## **第 2 2 条 (本サービスの利用制限)**

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、持込端末保証契約者に事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができるものとします。
  - ① 本サービスのシステムについて故障または保守、メンテナンス等を行う場合
  - ② 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合
  - ③ 持込端末保証契約者が、第 36 条（禁止事項）の各号に該当する行為を行った場合
  - ④ 当社が業務上やむを得ないと判断した場合
2. 前項により当社が本サービスの利用制限を行った場合、当社は持込端末保証契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

## **第 2 3 条 (本サービスの変更)**

1. 当社は、当社の事情により、本サービスの変更ができます。
2. 前項により当社が本サービスを変更した場合、当社は持込端末保証契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

## **第 2 4 条 (本サービスの終了)**

1. 当社は、持込端末保証契約者に事前に通知または公表することにより、本サービスの全部または一部を終了することができます。
2. 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は持込端末保証契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

## **第 2 5 条 (免責)**

当社は、本サービスの提供により、持込端末保証契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

## **第 2 6 条 (持込端末保証契約者による解約)**

1. 持込端末保証契約者または当社により主契約が解約された場合、同時に、本契約も解約されるものとします。
2. 持込端末保証契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本契約を解約することができます。
3. 当社は、本契約の解約申し込みを毎月 1 日から当該暦月末日の前日まで受け付けます。前項に基づく解約は、当社が解約申し込みを受領した日に属する月の末日にその効力を生じるものとします（MNP による転出の場合は除く）。

4. 持込端末保証契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、本契約の解約を通知したものとみなされます。MNP による転出の場合、本契約の解約日は、MNP 転出手続きの完了日とします。解約月の月額料金は全額発生するものとします。
5. 解約（第 27 条（当社による解約）に基づき当社が解約した場合も含む）に伴い、持込端末保証契約者が有する本サービスに関するすべての権利は、失効するものとします。

## **第 27 条 （当社による解約）**

1. 当社は、持込端末保証契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解約できるものとします。なお、この場合、持込端末保証契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解約することがあることを、持込端末保証契約者はあらかじめ了承するものとします。
  - ① 持込端末保証契約者が、本規約に違反したと当社が判断したとき
  - ② 本契約を継続することが不適当と当社が判断したとき
2. 本契約が解約された場合、持込端末保証契約者は、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。
3. 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合における本サービス利用中に係る持込端末保証契約者の一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## **第 28 条 （料金等）**

1. 持込端末保証契約者は、本サービスの利用料金として、利用料金等を当社が別途指定する日までに所定の方法により支払うものとします。利用料金等については、日割計算を行わないものとします。
2. 当社は、本規約において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が持込端末保証契約者より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。
3. 本サービスの月額利用料金は、保証開始日より発生します。
4. 持込端末保証契約者は、本サービスの保証開始日から本契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金等を支払うものとします。
5. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、持込端末保証契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
6. 当社は、持込端末保証契約者が支払った利用料金等については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金に応じないものとします。

## **第 29 条 （料金の支払方法）**

持込端末保証契約者は、本サービスの利用料金等その他本サービスに係る債務を、当社が別途定める場合を除き、クレジットカード、LINE Pay カードまたは LINE Pay 決済（LINE Pay アカウントにクレジットカードが登録されている場合に限る）により、当社が指定する日までに支払うものとします。

### 第30条 (支払遅延)

1. 契約者は、本サービスの利用料金等、その他本サービスに係る債務の支払いを怠った場合には、当社が別途指定する支払方法（Pay-easy による支払いを含みますが、それに限らない）により、当社が別途指定する日までに本サービスの料金、その他本サービスに係る債務を支払うものとします。この場合、契約者の支払遅延に起因して当社が別途指定した支払方法に必要な支払手数料は、契約者の負担とします。
2. 前項の定めにもかかわらず、契約者は、本サービスの利用料金等その他本サービスに係る債務の支払いを怠り、本サービス契約が解除されたときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 14.6 パーセントの割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

### 第31条 (消費税)

持込端末保証契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第32条 (端数処理)

当社は、利用料金等、消費税相当額その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数の四捨五入するものとします。

### 第33条 (債権の譲渡)

1. 当社は、本サービスに基づき生じたすべての債権について、弁護士、弁護士法人、その他当社が指定した第三者（以下「債権譲渡先」という）に譲渡する場合があります。この場合、契約者は、当該債権譲渡につき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 前項の場合において、当該債権譲渡の請求および回収に用いるため、契約者は、当社が債権譲渡先に対し、契約者の氏名、住所、電話番号ならびに債権の請求および回収を行うために必要な情報を提供することを承諾するものとします。
3. 第 1 項の場合において、当社および債権譲渡先は、契約者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。

### 第34条 (個人情報の取り扱い)

当社が持込端末保証契約者から取得した情報の取り扱いは、当社の[プライバシーポリシー](#)に従うものとします。

### **第35条 (委託)**

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を業務委託先に委託することができるものとし、また業務委託先がこれを再委託先に再委託することを同意することができるものとします。

### **第36条 (禁止事項)**

契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- ② 当社または第三者に損害を与える行為
- ③ 本規約に違反する行為
- ④ 法令、公序良俗に違反する行為
- ⑤ 本契約に基づき生じる権利および義務について、譲渡、移転または担保権の設定をすること
- ⑥ その他当社が不相当と判断する行為

### **第37条 (分離性)**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

### **第38条 (準拠法および管轄)**

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別紙

### 1. 適用

本別紙に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。

### 2. 料金額

月額利用料金（税抜）	月額 500 円
端末交換・修理代金（税抜）	1 回目：4,000 円 2 回目：8,000 円
保証上限額（不課税）	50,000 円
キャンセル手数料（税抜）	3,000 円
違約金（税抜）	40,000 円

### 3. 登録通信端末の条件

① 当社の SIM カードを挿入することにより通話または通信が可能なスマートフォンおよびタブレット端末（当該端末の登録時点において、主契約の回線種別が次の a. または b. である場合に応じて、当該 a. または b. において定める端末を指し、OS は Android および iOS に限る）。なお、Wi-Fi モデルの端末は登録通信端末として登録できません。

a. docomo 回線の場合

- ・SIM フリー端末
- ・株式会社 NTT ドコモのキャリア端末

b. SoftBank 回線の場合

- ・SIM フリー端末
- ・ソフトバンク株式会社が販売した iPhone5S 以降のシリーズの iPhone 端末
- ・ソフトバンク株式会社が 2017 年 8 月以降に販売を開始したキャリア端末
- ・HTC U11(601HT)
- ・DIGNO G(602KC)

② 当社が指定した登録時に、画面割れ・ケース割れ等の故障がなく、正常に動作している端末

③ 法律により定められた技術基準への適合性を有する端末

④ 日本国内で、販売されたメーカーの正規品である端末

⑤ 日本国内で、修理可能な端末

⑥ 日本国内で、購入可能な端末

#### 4. 登録方法

- ① お客様が所有する端末に当社のSIMカードを挿入し、通信・通話可能な状態にします。
- ② 当該端末を用いて、指定ページ (<https://smartwarrantygate.jp/>) にアクセスします。
- ③ 指定ページにおいて、当社が指定する端末識別番号および顧客識別情報等を入力します。
- ④ 入力後、お客様が所有する端末が登録通信端末として登録されます。

※ SIMカードを他の端末に挿入し、再度登録を行うことは可能です。その場合は、上記①～④の作業を行うことで、登録が更新され、登録通信端末が変更されます。

(附則)

本規約は、2017年1月18日から実施します。

2017年12月20日一部改訂

2018年2月21日一部改訂・名称変更

2018年7月2日一部改訂